

新型コロナウイルスの感染対策の徹底について

名古屋港運協会

4月16日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象区域が全都道府県に拡充されたことを受け、名古屋港運協会事務局として当面の期間、下記のとおり対策を強化しますので、ご協力願います。

職員に対して

1. テレワークの実施

- ・事務局が閉鎖になった場合も想定し、メールやライン等を活用し情報共有及び意思疎通を図ること。

2. マスクの着用、うがい、手洗いの励行を徹底する。また、外からの入室時には手のアルコール消毒を実施する。

3. 出勤前に検温を行い37度以上、又は風邪のような症状のある場合は、自宅待機とし、責任者（菊川又は黒木）に随時状況を連絡のうえ、その指示に従うこと。

4. カウンターに透明ビニールシート又はアクリル板を設置し、来訪者との会話による飛沫を防止する。

5. 事務局入室のドアは常時開けておき、窓も常時（2～3cm）開けておき、2、3時間おきに大きく開け部屋の換気を行う。

6. ドアノブ、カウンター、応接ソファー・テーブルなど、来訪者が触れた部分を随時消毒する。

7. 原則、事務所内で3密になる打合せや会議は行わない。打合せ等は最大4人までとし極力間隔を開けて行うこと。

- ・定例朝会は当面実施せず、各担当部門はメール等により周知を行うこと。
- ・会議については、メールやライン等を活用し意思疎通を図るなどの措置をとること。

8. 来訪者には極力短時間の対応を心がける。また、お茶出しも必要最小限度とすること。

9. 当協会主催のイベント及び会合等について、重要かつ緊急を要するもの以外は原則として延期又は中止の措置をとること。また、外部主催会議の出席は必要最小限とすること。

来訪者に対して

1. 部外者の入室にあたって、マスクの着用及びアルコール消毒を周知・依頼する。

2. 報告書・書類提出のみの場合は、カウンター手前の「書類提出箱」に入れてもらう。

- ・書類箱の設置が必要

3. 常日頃より、簡易な用件は来協せず電話またはメールで済ませよう周知・依頼する。

※上記1～3について、メールでの周知及び入り口に注意書き（張り紙）を行う。